

資料編

1 (仮称) たつの市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、(仮称) たつの市自殺対策計画（以下「計画」という。）を策定するため、(仮称) たつの市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長がこれに当たり、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の補助組織として、ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を置く。

- 2 ワーキングは、別表2に掲げる所属課の長が当該課に所属する職員で所掌事務を担当する職員のうちから指名する者をもって構成する。
- 3 ワーキングは、次の業務を行う。
 - (1) 自殺対策を推進するための庁内での取組内容の調査、検討に関すること。
 - (2) 市民の自殺に対する意識調査を行うためのアンケート作成及び集計後の分析に関すること。

(3) その他計画策定に関し必要な調査、検討に関すること。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングの庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

(会議の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(有効期限)

3 この要綱は、計画を策定したときに、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

選出区分	所属団体	備考
学識経験者		1名
医療	たつの市・揖保郡医師会	1名
保健・福祉	兵庫県龍野健康福祉事務所	4名
	たつの市社会福祉協議会	
	たつの市民生委員児童委員連合会	
	特定非営利活動法人 いねいぶる	
教育機関	たつの市教育委員会	2名
	たつの市小・中学校長会	
労働関係	龍野公共職業安定所	3名
	龍野商工会議所	
	たつの市商工会	
警察・消防	たつの警察署	2名
	西はりま消防組合	
行政	たつの市	1名

別表2（第7条関係）

所 属	所掌事務
総務部総務課	職員の衛生管理及び福祉に関する事務
総務部納税課	納税事務
企画財政部広報秘書課	広報広聴事務
市民生活部国保医療年金課	医療に関する相談事務
健康福祉部地域福祉課	生活困窮者等相談事務、障害福祉事務
健康福祉部児童福祉課	子育て相談事務
健康福祉部高年福祉課	高齢者の相談事務
健康福祉部地域包括支援課	ふくし総合相談支援事務
健康福祉部健康課	健康管理事務
産業部商工振興課	商工業関連の相談事務
都市政策部都市計画課	市営住宅の管理事務
教育管理部学校教育課	いじめ予防・不登校対策事務
教育事業部社会教育課	生涯教育事務
教育事業部人権教育推進課	人権教育の推進啓発事務

2

(仮称) たつの市自殺対策計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	所属団体	氏名	備考
学識経験者	姫路大学 看護学部看護学科 教授	菅野 夏子	委員長
医療	たつの市・揖保郡医師会	古橋 淳夫	
保健・福祉	兵庫県龍野健康福祉事務所	中谷 裕美	
	たつの市社会福祉協議会	山本 英一	
	たつの市民生委員児童委員連合会	船引 真永	副委員長
	特定非営利活動法人 いねいぶる	宮崎 宏興	
教育機関	たつの市教育委員会	松尾 壯典	
	たつの市小・中学校長会	窪田 幸実	
労働関係	龍野公共職業安定所	木下 隆司	
	龍野商工会議所	濱田 正道	
	たつの市商工会	黒川 友輝	
警察・消防	たつの警察署	林 秀記	
	西はりま消防組合	小林 博之	
行政	たつの市	小谷 真也	